

令和3年度第10回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和4年1月5日（水）
午前9時23分～午前10時46分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 23人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 20番 島田 一郎
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩
3番 山崎 修 4番 西田 清範
5番 田中 輝男 6番 森 悦雄
7番 古田 茂 8番 大場 忠勝
9番 大橋 芳信 10番 大浦 清貴
11番 山崎 巖 12番 福山 英則
13番 仲田 茂男 14番 下村 帝
15番 北森 正誠 16番 渡辺 正志
17番 金田 修一 18番 長谷 幹夫
19番 金木 洋子 22番 中井 義則
4. 欠席委員 21番 五十嵐英夫
5. 議 題 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第48号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による
許可申請について
議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ
る農用地利用集積計画の決定について
議案第50号 空き家に付随した農地の別段の面積の設定について
議案第51号 農業委員会に関する規程の一部改正について
報告第46号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告第47号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号
の規定による受理について
報告第48号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、21番五十嵐委員から欠席届があり、出席委員数は23名でございます。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和3年度第10回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案5件、報告事項3件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。1番杉林委員、2番熊南委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから4ページまでです。

今回の申請件数は10件で、申請面積は43,892.00㎡です。許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

2番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

3番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

4番は、農地所有適格法人への貸付地を利用権が設定されたまま、所有権のみを移転する、いわゆる底地移転を行うものです。

譲受人は〇〇〇〇の構成員であります。法人の構成員へ底地移転を行う場合に限り、譲受人が同法人に貸し付けている農地を自身の経営面積に含めることができます。現地確認については、法人から農地が返還された場合、譲受人が農地を耕作することができるかを観点に確認していただきました。

5番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。
6番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。
7番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。
8番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。
9番は、新規農家で●●●●の役員であります。労働力不足により、所有権を移転するものです。
10番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。
以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第47号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第48号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書5ページをご覧ください。

議案第48号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。今回4条申請が2件、面積は288㎡、5条申請が16件、面積は32,849.55㎡です。

それでは、議案書6ページをご覧ください。まず、最初に4条申請の内容についてご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

4条申請1番は、呉羽地区において、分家住宅を建築する計画であります。相互扶助のため実家の隣接地を選定されたものでございます。申請地の利用につきましては、接道を設けることであり、住宅は実家の宅地部分を利用する計画であります。申請地は、鉄道、

宅地に分断された10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、農地区分は第2種農地で、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

4条申請2番は、大沢野北部地区において農家住宅を建築する計画であります。こちらにつきましては、国土交通省が施工する「一般国道41号大沢野富山南道路」工事による土地の収用により、建物の移転の必要が生じ同集落内で選定されたものです。4条申請箇所は敷地の南側半分で、北側半分は5条で申請されております。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして7ページをご覧ください。5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請1番は、熊野地区において、貸資材置場を整備する計画であります。申請人は△△△△の代表取締役をしており、主に大型車両のタイヤの修理・販売業を営んでおります。今回、既存敷地が手狭であり大型車両の進入経路が確保できていないことから業務に支障をきたしており、安全性を確保するため隣接地において資材置場を整備する計画であります。申請地は、広域農道と土川で分断された10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で農地区分は第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

5条申請2番は、呉羽地区において、分家住宅を建築する計画であります。相互扶助のため、実家に限りなく近い申請地を選定されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請3番は、長岡地区において資材置場の整備及び植林の計画であります。申請人は▲▲▲▲の代表取締役であり、主に造園の設計、施工、管理、販売を行っております。今回、▲▲▲▲に勤めていた譲渡人が退職することになり、敷地内の土地を▲▲▲▲へ譲渡するため土地を調査したところ、地目が畑であることが発覚し、今回は是正のため申請されたものであります。申請地は、鉄道と宅地に分断された10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で農地区分は第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

議案書8ページ9ページをご覧ください。

5条申請4番は、3番同様で、▲▲▲▲の資材置場の整備及び植林の計画であります。申請地については、平成21年に申請人が相続により取得したものでありますが、先々代の昭和20年半ばから

既に資材置場や木の苗を植える場所として使用されておりました。この申請地においても、地目が畑であることが発覚し、今回是正のため申請されたものです。許可後は会社と賃貸借契約を交わす計画であります。申請地は、鉄道と宅地に分断された10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で農地区分は第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

3番、4番とも、農地転用の面積が3,000㎡を超えておりますので、富山県農業会議への諮問案件となります。

5条申請5番は、大沢野地域大沢野北部地区において、農家住宅を建築する計画であります。こちらにつきましては4条申請2番でご説明した申請地の北側であります。同様に国土交通省が施工する「一般国道41号大沢野富山南道路」工事による土地の収用により、建物の移転の必要が生じ同集落内で選定されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請6番は、大沢野地域大沢野北部地区において、一般住宅を建築する計画であります。申請人は現在、婦中町千里に居住されておりますが、西大沢地区に住む親の介護のため、同集落内において住宅を建築するものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

議案書10ページをご覧ください。

5条申請7番は、大沢野地域大久保地区において、分譲宅地を整備する計画であります。申請人の□□□□は主に宅地建物取引業を営んでおります。申請地は都市計画区域の用途区域内にあり更地での分譲が可能となります。教育施設、医療機関、スーパー、ドラッグストア等、生活環境が整った利便性のある土地であり、多くの需要が見込まれることから選定されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

議案書11ページをご覧ください。

5条申請8番は、大山地域大庄地区において、流通業務施設（トラックターミナル）を整備する計画であります。申請人の■■■■は、一般貨物自動車運送事業を営んでおります。主な取引先と致しましては、申請地北側に隣接する◎◎◎◎で、その製品の運送を行っております。今回、既存の敷地が手狭になっており、大型トラックの接触事故や製品の保管量不足など、業務に支障が生じており、既存地の北側に新たに流通業務施設を建築するものでございます。

申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は、一般国道又は都道府県等の沿道に設置される「流通業務施設」を適用しております。この案件についても3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

5条申請9番は、大山地域大庄地区において、一般住宅を建築する計画であります。相互扶助のため、実家の宅地部分と隣接農地を使用し計画されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請10番は、大山地域大庄地区において、墓地を整備する計画であります。現在の墓地については昭和50年頃から墓が建っており、相続のため調査したところ地目が畑であることが分かり、今回は是正のため申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請11番は、八尾地域杉原西部地区において共同住宅を建築する計画であります。申請地付近では、八尾地域や大沢野地域の企業で勤務する方の需要が多く、また、半径500mの範囲内において飲食店、医療施設、スーパー、ドラッグストア等があることから生活環境が整った利便性のある土地であり、多くの需要が見込まれることから選定されたものです。申請書には始末書がございました。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

議案書12ページから13ページをご覧ください。

5条申請12番は、婦中地域宮川地区において、貸事務所を建築する計画であります。こちらにつきましては「主要地方道富山八尾線道路改良事業」により土地の収用を余儀なくされ、事務所及び駐車場の移転の必要が生じ、既存地南側の敷地を選定されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請13番は、婦中地域婦中熊野地区において、建売住宅を建築する計画であります。こちらにつきましては、車で10分圏内において、駅や大型ショッピングセンター、教育施設、総合病院があり、住宅需要が見込まれることから申請地を選定されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請14番は、婦中地域婦中熊野地区において、一般住宅を建築する計画であります。申請人は、現在の実家が手狭になっており、相互扶助のため実家に限りなく近く、また、勤務地にも近い申請地を選定されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

議案書14ページをご覧ください。

5条申請15番は、婦中地域神保地区において、住宅敷地を拡張する計画であります。現在、既存の駐車スペースが手狭であることから隣接地において駐車スペースを設けるものでございます。申請地は、宅地で分断された10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で農地区分は第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

5条申請16番は、山田地域において農家住宅敷地を拡張する計画であります。現在の居住敷地に他人名義の土地があるため、今回、是正のため申請されたものでございます。申請地は、宅地、山田川、山林で分断された10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で農地区分は第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。
15番について、事務局から報告をお願いします。

事 務 局 15番は五十嵐委員の担当であります。12月25日に、譲受人、推進委員の3名で現地確認したところ、現地は市道と過去に開発された大規模住宅団地に挟まれた残地で農地としての活用は不可であり、相続人である譲渡人の先代が畑として活用するため土盛りされておりますが、周辺農地に支障はなく許可相当であるとの報告を受けております

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。
(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第48号農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第49号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。なお、20ページ29番から30ページ104番は◇◇委員が役員を務める法人に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第49号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、15ページから31ページです。一部議案書に差し替えがございます。23ページの49番の貸し手氏名ですが、相続登記が完了したため、訂正いたしました。15ページにお戻りください。

今回所有権移転は2件で、合計面積は16,757㎡です。利用権設定は、今回は113件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が3件、3～5年が13件、6～9年が6件、10年が91件です。設定面積は、600,702.49㎡です。

30ページの105番は新規農家の案件であり、農業法人に勤務していた本人が、自ら農業経営を行うため、農地を借り呉羽梨の栽培を行うものであります。

農機具は噴霧機を自己所有しております。農作業従事者は本人です。販売先はなのはな農協呉羽梨選果場に出荷する予定としております。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 所有権移転の案件の現地確認について、報告をお願いします。1番と2番について、地区担当委員であります北森委員から報告をお願いいたします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました農用地利用集積計画について、29番から104番を除き、ご意見、ご質問等があれば

承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、29番から104番を除き、異議については、ないものといたします。続きまして、29番から104番について、審議いたしますので、◇◇委員は退室をお願いします。

<◇◇委員退室>

会 長 それでは、29番から104番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、29番から104番について、異議はないものといたします。◇◇委員は入室をお願いします。

<◇◇委員入室>

会 長 改めまして、議案第49号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第50号空き家に付随した農地の別段の面積の設定について、事務局から説明をお願いします

事 務 局 議案第50号空き家に付随した農地の別段の面積の設定についてご説明いたします。議案書のページは、32ページです。資料の地図を併せてご覧ください。

10月総会にてご審議いただきました「富山市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱」が11月1日から施行されました。これにより、富山市空き家情報バンクに登録された物件に付随した農地は、別段の面積を設定し告示することで、0.1aから農地法第3条による権利設定が可能となりました。今回別段の面積を設定す

る筆は、婦中町千里439番2及び439番3で面積は合計79.3㎡、空き家の所在地は婦中町千里438番1です。12月6日に五十嵐委員、加藤推進委員、事務局で現地確認を行い、現況が畑であること確認いたしました。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、事務局より説明がありました、空き家に付随した農地の別段の面積の設定について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。特にご意見、ご質問等がないようですので、この2筆について別段の面積0.1aを設定することに異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第50号空き家に付随した農地の別段の面積の設定について、原案どおり決定することといたします。

会 長 続きまして、議案第51号農業委員会に関する規程の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第51号 富山市農業委員会に関する規程の一部改正についてご説明いたします。議案書は33ページです。

法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分証明書の様式の特例に関する省令等の交付を受け、身分証明書の様式の見直しをはかるものです。具体的には、身分証明書記載内容を、住所及び氏名から氏名及び生年月日に変更するとともに、裏面に根拠法令等を記載するものです。なお、合わせて文言等の修正も行います。施行期日は令和4年4月1日としています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農業委員会に関する規程の一部改正について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、議案第51号農業委員会に関する規程の一部改正について原案のとおりとすることに異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第51号農業委員会に関する規程の一部改正について、原案どおり決定することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。
報告事項第46号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第47号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
報告事項第48号 農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第46号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、37ページから51ページです。今回の受理件数は31件で、22番は相続による賃借権の取得、その他は相続による所有権を取得であります。農業委員会へのあっせんの希望はありませんでした。

報告事項第47号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。議案書のページは52ページから57ページまでです。今回の受理件数は、4条が4件、5条が7件、合わせて11件、面積は合わせて18,788.59㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、53ページ4条の4番、54,55ページ5条の2番、55,56ページ5条の3番、56,57ページ5条の5番、57ページ5条の7番です。

報告事項第48号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、58ページから68ページです。解約件数は37件で、解約面積は81,182.77㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

以上でございます。

会 長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 特に何もありませんので、これをもちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。3. 事務連絡等について、事務局よ

り説明をお願いします。

会 長 それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、あ
りがとうございました。